

社会福祉施設等における
非常災害対策計画の策定の手引

平成 29 年 6 月改訂
埼玉県福祉部社会福祉課

はじめに

平成28年8月31日、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号による水害により9人の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

この被害の一因として、施設が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していなかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。

こうしたことを受けて、平成28年9月9日付けで厚生労働省から以下の通知が発出されました。

- 1 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（老総発 0909 第1号、老高発 0909 第1号、老振発 0909 第1号、老老発 0909 第1号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
- 2 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（障障発 0909 第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 3 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（雇児総発 0909 第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 4 救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（社援保発 0909 第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

施設や事業所（以下「施設」という。）において策定が求められている非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。（※））は、火災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。

県では、平成23年7月に高齢者施設、障害児(者)施設、児童福祉施設、保育所・児童厚生施設ごとに災害対応マニュアルを策定し、地震や風水害に関する非常災害対策計画の策定の参考としていただいております。

一方、厚生労働省では、今回の台風被害を踏まえ、上記通知において、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画について特に留意すべき事項を取りまとめるとともに、都道府県や市町村に対し、各施設における非常災害対策計画の策定状況等について指導・助言するよう求めています。

そこで、この手引では、上記通知及び本県や他県の災害対応マニュアルなどを参考に、非常災害対策計画に最低限盛り込む項目とその内容についてポイントをまとめました。

今後、各施設では、この手引などを参考に、**速やかに非常災害対策計画の策定や見直しを進めていただくようお願いいたします。**

(※) 埼玉県地域防災計画では「防災計画」と表現していますが、同じ計画を指します。

この手引では、厚生労働省の通知に合わせて「非常災害対策計画」と表現します。

目 次

1 対象となる社会福祉施設等	3
2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	
(1) 非常災害対策計画とは	4
(2) 想定する災害	4
(3) 人命の安全	4
(4) 内容の簡素化、明確化	4
(5) 意見の集約	4
(6) 利用者の心身の状況の把握	4
(7) 避難訓練の実施と計画の不断の見直し	4
(8) 地域の関係者との連携・協力	5
3 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目	
(1) 施設の立地条件	5
(2) 災害に関する情報の入手方法	6
(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認	8
(4) 避難を開始する時期、判断基準	9
(5) 避難場所	9
(6) 避難経路	9
(7) 避難方法	10
(8) 災害時の人員体制、指揮系統	10
(9) 関係機関との連携体制	11
(10) 食料及び防災資機材等の備蓄	11
4 非常災害対策計画の策定チェックシート	12
【参考1】非常災害対策計画の策定例	13
【参考2】避難訓練の実施例	20
【参考3】災害に関する基礎知識	
1 風の強さと吹き方	21
2 雨の強さと降り方	22
3 台風の大きさと強さの表現	22
4 災害に関する情報	23
【参考4】各市町村の防災担当課一覧	26

1 対象となる社会福祉施設等

この手引の対象となる施設は、下表の施設のうち県所管の施設です。

市町村所管の施設については、この手引は参考としていただき、実際には市町村からの指導に従ってください。

(1) 介護保険施設等

1	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）	9	看護小規模多機能型居宅介護
2	介護老人保健施設	10	短期入所生活介護
3	介護療養型医療施設	11	通所介護
4	養護老人ホーム	12	通所リハビリテーション
5	軽費老人ホーム	13	地域密着型通所介護
6	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）	14	認知症対応型通所介護
7	認知症対応型共同生活介護	15	通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）
8	小規模多機能型居宅介護		

(2) 障害者支援施設等

1	障害者支援施設	8	共同生活援助事業所
2	療養介護事業所	9	障害児入所施設
3	生活介護事業所	10	児童発達支援事業所
4	短期入所事業所	11	医療型児童発達支援事業所
5	自立訓練事業所	12	放課後等デイサービス事業所
6	就労移行支援事業所	13	児童発達支援センター
7	就労継続支援事業所		

(3) 児童福祉施設等

1	助産施設	10	家庭的保育事業所
2	乳児院	11	小規模保育事業所
3	母子生活支援施設	12	事業所内保育事業所
4	保育所	13	児童相談所一時保護施設
5	幼保連携型認定こども園	14	婦人相談所一時保護施設
6	児童厚生施設（児童館・児童センター）	15	認可外保育施設
7	児童養護施設	16	自立援助ホーム
8	情緒障害児短期治療施設	17	婦人保護施設
9	児童自立支援施設	18	放課後児童クラブ

(4) 救護施設等

1	救護施設	3	授産施設（社会事業授産施設を含む）
2	更生施設	4	宿所提供施設

2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点

(1) 非常災害対策計画とは

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければなりません。

なお、福祉避難所の指定を受けている施設については、福祉避難所として果たす役割にも留意してください。

(2) 想定する災害

災害には、風水害、土砂災害、地震等の自然災害や、火災、ガス爆発等の人為災害など様々なものがあります。

非常災害対策計画は、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、それらの対策について定めてください。

なお、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。

(3) 人命の安全

非常災害対策計画を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。非常災害対策計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

(4) 内容の簡潔化、明確化

非常災害対策計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。

緊急時に使用することから、箇条書きにする、図表を用いる等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

(5) 意見の集約

非常災害対策計画を実効性の高いものとするためには、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があります。このため、計画の策定に当たっては、多くの職種、部門の職員から意見を聴取するようにしてください。

(6) 利用者等の心身の状況の把握

各施設においては、利用者のADLや認知症の程度、障害種別や障害特性等に応じた支援に必要な配慮や心身の状況等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

(7) 避難訓練の実施と計画の不断の見直し

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要です。避難訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最新のものとしてください。

(8) 地域の関係者との連携・協力

非常災害計画の策定に際しては、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくようにしてください。

特に、介護保険の地域密着型サービスについては、運営推進会議等において関係者と課題や対応策を共有してください。

3 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目

(1) 施設の立地条件

市町村が作成しているハザードマップや地域防災計画等を確認し、施設の立地場所の地盤や地形、活断層の有無、河川との距離等の立地条件を記載してください。

また、下記のホームページ等を確認し、施設の立地場所が次のような災害危険区域等に該当しているかどうかを記載してください。その上で、予測される災害の危険性を記載してください。

- ・浸水想定区域
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）

※ 埼玉県に関する浸水想定区域図（県ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html>

※ 土砂災害警戒区域等の指定状況（県ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/dosyasitei.html>

※ 土砂災害危険箇所マップ（県ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/sab01/dosya-kiken-map.html>

※ 国土交通省のハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

なお、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等のうち市町村地域防災計画にその名称と所在地が定められた施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

避難確保計画は独立して作成してもよく、また、既存の非常災害対策計画に必要な項目を追加して作成してもかまいません。

該当する施設は、以下の「避難確保計画作成の手引き」などを参考に、速やかに避難確保計画を作成し、市町村防災部局に届け出てください。

(水防法に基づく避難確保計画)

- ※ 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201706.pdf
- ※ 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou_iryuu201706.pdf
- ※ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201706.pdf

(土砂災害防止法に基づく避難確保計画)

- ※ 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（国土交通省ホームページ）
<http://www.mlit.go.jp/common/001189252.pdf>

(水防法・土砂災害防止法共通)

- ※ 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf
自治体向けの点検マニュアルですが、施設が計画を作成する際にも役立ちます。

(水防法、土砂災害防止法の改正)

- ※ 「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html
- ※ 要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ※ 土砂災害防止法が改正されました（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

(2) 災害に関する情報の入手方法

ア 市町村から発令される避難情報の入手方法

市町村から発令される避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の3つがあります。

市町村がこれらの避難情報を住民に伝達する主な手段は次のとおりです。

- ① テレビ放送（ケーブルテレビを含む。）
- ② ラジオ放送（コミュニティFMを含む。）
- ③ 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ④ I P告知システム
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS
- ⑦ 広報車、消防団による広報
- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
- ⑨ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

各施設は、避難情報の入手方法について、停電等の場合も含め、あらかじめ市町村に確認し、非常災害対策計画に記載してください。

なお、停電時における通信手段の確保のため、施設に非常用電源を備えておくことを推奨します。

これらの避難情報が発令された際に取りべき避難行動は次のとおりです。

避難情報の種類	対 応
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難する。</u> ・指定緊急避難場所への<u>立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保</u>」を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への<u>立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保</u>」を行う。

※ 二重下線は、社会福祉施設等が特に留意すべき部分です。

イ 災害に関する情報の入手方法

気象庁、県及び国土交通省河川管理事務所等から、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、指定河川水位到達情報、記録的短時間大雨情報などの災害に関する情報が発表されます。(P 20【参考3】参照)

これらの情報の入手方法について、停電等の場合も含め確認し、非常災害対策計画に記載してください。

【参考】メール、ホームページ、テレビ等を通じて入手できる防災情報

□ 埼玉県防災情報メール

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html>

登録者に気象警報注意報、地震情報、避難情報、危機管理情報、避難所開設情報を配信します。

□ 埼玉県川の防災情報メール

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kawanobousaime-ru.html>

登録者に河川氾濫注意水位情報や土砂災害警戒情報などを配信します。

□ 気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

警報・注意報、台風情報、解析雨量、高解像度降雨ナウキャストなど、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

□ 国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

警報・注意報、気象情報、河川情報、XRAIN（リアルタイムレーダ雨量）等を掲載しています。

□ テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しています。

(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認

災害発生時には、職員間及び外部への連絡が重要となります。

特に、入所施設については、勤務時間外に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

また、電話、メール等の通常の連絡手段が通じない場合に備えて、災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の「災害用伝言板」の利用など、緊急時の連絡方法を事前に定めておいてください。

ア 職員間や関係者との連絡体制の整備

災害に備えて、職員間の緊急連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、各職員が携帯するほか、個人情報の管理に留意し同時に被災しないと考えられる数箇所保管してください。

また、県や市町村の防災担当課、施設担当課と連絡が取れるよう、関係防災情報一覧表を作成し、関係機関との連絡体制を整備してください。

なお、速やかに連絡が取れるよう、施設内の分かりやすい場所への掲示を検討してください。

【関係機関等の例】

消防署、警察署、市町村・県担当課、ライフライン、自治会、自主防災組織、協力医療機関、嘱託医、協力福祉施設、給食業者、設備の管理委託業者 等

イ 利用者の家族との連絡体制の確立

利用者の家族との連絡体制を確立するとともに、利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を台帳として整備してください。

(4) 避難を開始する時期、判断基準

市町村から発令された避難情報等を基に、施設の利用者の避難を開始する時期及び判断基準を記載してください。

社会福祉施設等では、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始してください。

「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

避難行動の原則については、内閣府（防災担当）作成の「避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月）」を参照してください。

(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html)

(5) 避難場所

災害の種類や規模、災害時の状況に応じ、建物内の構造や収容人数、立地条件等についても考慮した上で、あらかじめ避難場所を複数選定してください。

避難場所等の選定に当たっては、市町村が指定した避難場所を確認してください。

災害時の避難場所については、利用者の家族等にも周知してください。

土砂災害や浸水害の危険のある場合で、あらかじめ決めておいた避難場所への移動が危険と判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、緊急に2階以上の少しでも安全な場所へ退避（垂直避難）するなど、災害が切迫した状況での避難場所も検討しておいてください。

このほか、送迎時や施設の外での活動時に被災した際の避難場所等についても検討しておいてください。

(6) 避難経路

火災、道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。

避難場所までの徒歩・車両による所要時間・距離等を把握してください。

避難誘導を安全に行えるように、避難経路上の危険箇所（土砂災害）についても把握してください。

迅速な避難誘導を可能とするため、避難場所までの避難経路図や建物内の避難経路図を作成し、職員や利用者に周知徹底を図ってください。建物内の避難経路図には、消火器などの設備も記載してください。

このほか、送迎時や施設の外での活動時に被災した際の避難経路についても検討しておいてください。

（７）避難方法

利用者の状態ごとに避難するための方法（自動車・徒歩・車椅子・ストレッチャー）を定めてください。ゼッケン等で色分けをしておくこと、避難を効率的に行うことができます。

徒歩での避難が困難な利用者数を把握し、車両を確保する必要があります。施設車両、職員車両のほか、近隣地域住民や消防等の公的機関の応援を得られるようにしておいてください。

（８）災害時の人員体制、指揮系統

ア 災害時の参集方法

災害時の職員参集基準を定めるとともに、個々の職員について参集方法、参集に要する時間等を把握してください。

電話やメールによる参集連絡文案を定め、定型文にして連絡の迅速化を図ってください。

※連絡文案の例

例 1	〇〇です。 今△△にいます。 あと▽▽分で到着します。	例 2	〇〇です。 ■■のため参集できません。 ××にて待機します。
-----	-----------------------------------	-----	--------------------------------------

非常時には、参集できる・できないにかかわらず、必ず連絡することをルール化してください。

入所施設では、夜間の職員の配置が少なくなるため、勤務していない職員の参集を徹底するとともに、自治会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力も視野に入れ、対応を検討してください。

イ 役割分担

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

また、災害発生時における班別、職員別の役割分担を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。

災害の発生は時間帯を選ばないため、職員が少ない時間帯に災害が発生する場合の対応も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

ウ 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定め、上で指揮系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるため、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備してください。

エ 避難に必要な職員数

利用者の数や心身の状況、想定される避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）を踏まえ、利用者の円滑な避難誘導のために必要な職員を割り出してください。

なお、停電でエレベーターや照明が使用できない場合についても、必要な職員数を割り出してください。

(9) 関係機関との連携体制

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町村や消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくことが必要です。

特に入所施設においては、職員だけで速やかに避難誘導することは非常な困難を伴うことを理解してもらうことが重要です。

利用者の安全で確実な避難につなげるためにも、以下のような取組を進めておくことが重要です。

- ・ 地域の防災訓練への参加
- ・ 近隣のボランティア、自主防災組織、町内会等との災害時協力関係の確立
- ・ 地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、計画の中に施設を組み入れてもらい、避難や消防活動に協力してもらえるようにする。
- ・ 近隣の企業や学校とも連携を図れるようにする。
- ・ 災害により施設が使用不能となった場合に備え、他の施設との受入れに関する協定の締結等を検討する。

(10) 食料及び防災資機材等の備蓄

大規模な災害が発生した場合には、施設への救援活動が即座に実施できない可能性もあります。

このため、停電等の場合にも最低3日間は施設において生活が維持できるように水、食料、防災資機材等を備蓄してください。

利用者の特性を考慮して必要となる食料及び防災資機材等をリストアップし、非常災害対策計画に記載してください。

4 非常災害対策計画の策定チェックシート

各施設の非常災害対策計画が水害や土砂災害を含む内容となっているか、計画に盛り込む項目は十分かなどについて、次により点検してください。

水害や土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善するようにしてください。

また、避難訓練についても、水害や土砂災害を含む避難訓練を実施できているか点検し、実施できていない場合は速やかに実施してください。

施設名		施設種別		市町村名	
-----	--	------	--	------	--

	点検項目	点検結果		改善時期
		はい	いいえ	
1	水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。			
2	非常災害対策計画に次の項目を盛り込んでいるか。			
(1)	施設の立地条件			
(2)	災害に関する情報の入手方法			
(3)	災害時の連絡先及び通信手段の確認			
(4)	避難を開始する時期、判断基準			
(5)	避難場所			
(6)	避難経路			
(7)	避難方法			
(8)	災害時の人員体制、指揮系統			
(9)	関係機関との連携体制			
3	水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。(実施されていない場合は、「改善時期」の欄に実施予定時期を記入すること。)			

【参考1】

非常災害対策計画の策定例

※ 平成28年9月9日付けの厚生労働省の通知で示された非常災害計画に最低限盛り込む項目を中心に記載しています。

各施設の状況や地域の実情を踏まえ、非常災害対策として必要な項目を追加し策定してください。

施設名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス（代表）			

1 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形等

(2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域等の名称
浸水想定区域		
土砂災害警戒区域		
土砂災害特別警戒区域		
土石流危険渓流		
急傾斜地崩壊危険箇所		
地すべり危険箇所		

(3) 予測される災害の危険性

2 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報の入手方法

(2) 災害に関する情報の入手方法

3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

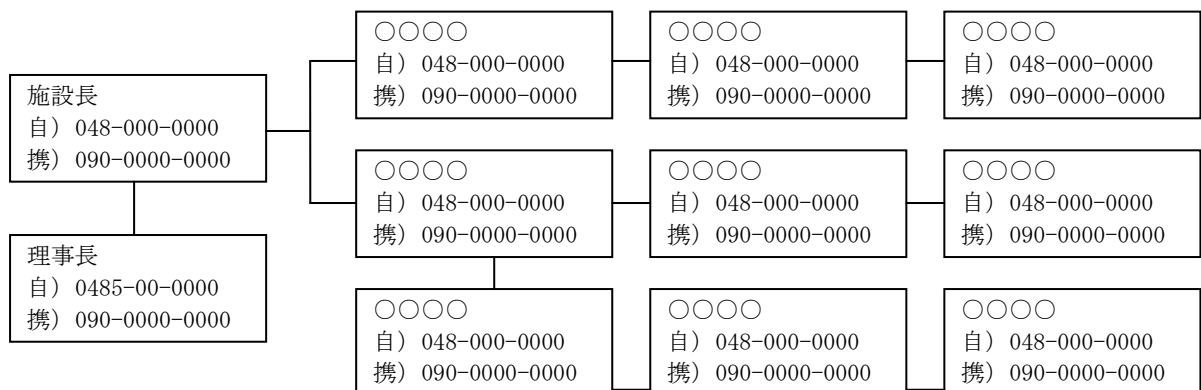
区分	機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
行政機関	消防	〇〇消防署		
	警察	〇〇警察署		
	市(町村)	〇〇市役所(福祉担当課)		
	県	埼玉県福祉部〇〇課 埼玉県〇〇福祉事務所		
ライフライン	電気	〇〇電力〇〇営業所		
	ガス	〇〇ガス〇〇営業所		
	水道	〇〇市水道局		
	電話	NTT東日本〇〇支店		
協力機関	〇〇自治会	会長 〇〇さん		
	自主防災組織	〇〇さん		
	協力医療機関	〇〇病院		
	協力福祉施設	〇〇園		
取引先	給食関係	〇〇給食センター		
	設備関係	〇〇メンテナンス		

※あくまでも記載例ですので、各施設で検討の上作成してください。

(2) 職員の連絡先

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
				携帯メール	
					徒歩 10分
					自転車 5分
					車 10分

緊急連絡網



※ 職員の連絡先及び緊急連絡網は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
また、更新頻度（最低1年に1回程度）も決めるようにしてください。

(3) 利用者情報（家族の連絡先）

利用者名	生年月日	内服薬	ADL 認知症	要介護度 障害程度区分	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項
〇〇〇〇	昭和 年 月 日	〇〇〇〇	Ⅲa	3	△△△△ (長女)	090-0000-0000 048-000-0000	

※ あくまでも記載例ですので、各施設の状況に応じて検討の上作成してください。

※ 利用者情報(家族の連絡先)は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
また、更新頻度（最低1年に1回程度）も決めるようにしてください。

4 避難を開始する時期、判断基準

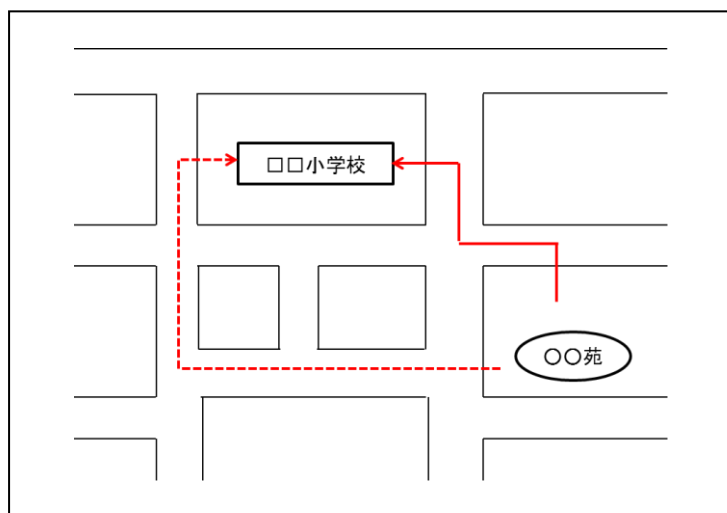
(例) 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
土砂災害警戒情報が発表されたとき 等

5 避難場所

災害の種類	地震	水害	土砂災害	火災
避難場所				
所要時間				
距離				

6 避難経路

(1) 避難場所への避難経路



← 避難経路①

← 避難経路②

<留意事項>

避難経路①は、.....

.....、

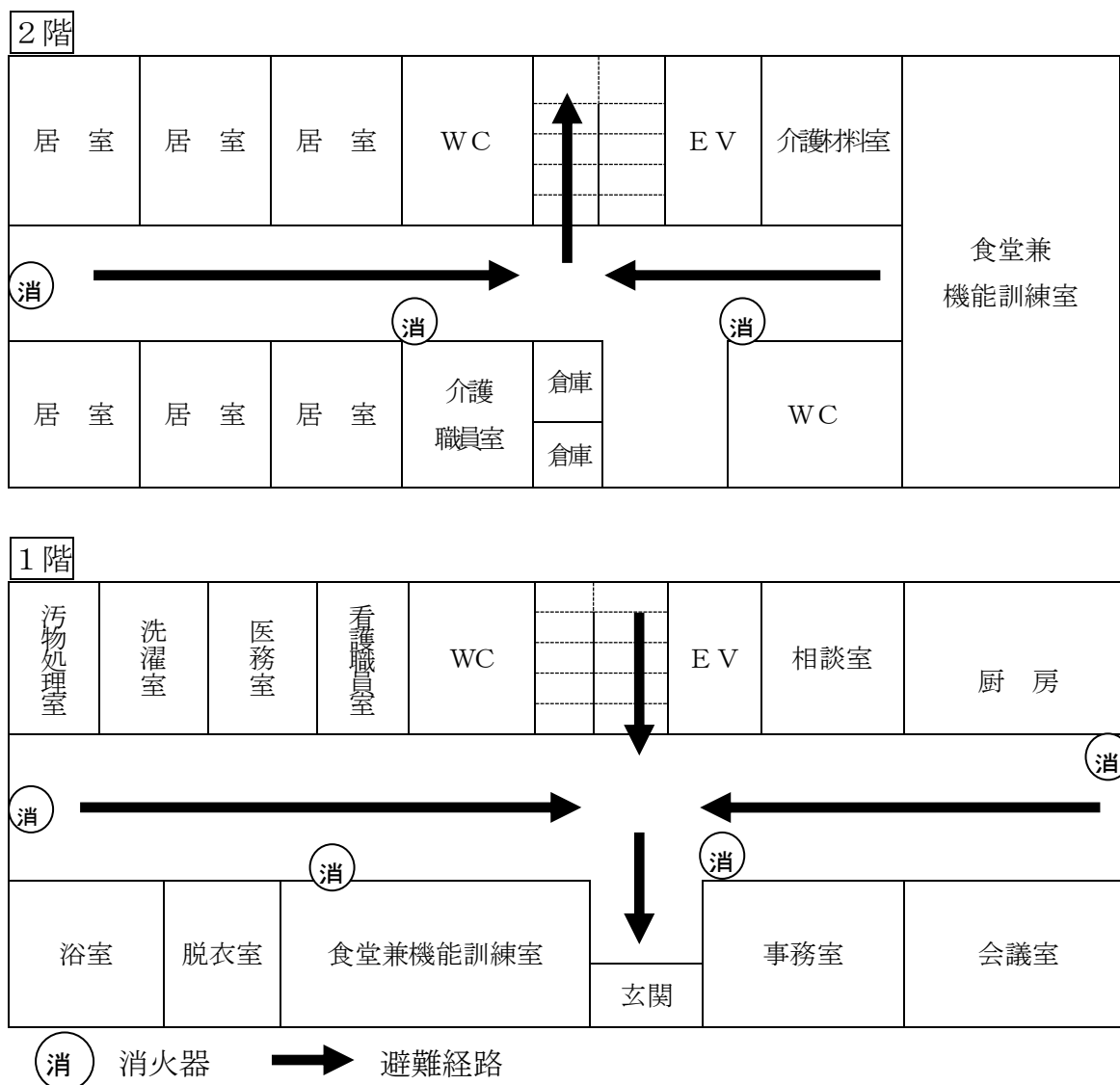
.....。

避難経路②は、.....

.....、

.....。

(2) 施設内の避難経路



7 避難方法

※利用者の状態ごとに避難するための方法を記載してください。

8 災害時の人員体制、指揮系統

(1) 災害時の参集方法

職員参集基準

参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び情報収集・連絡班の班長は施設に出勤すること

非常参集体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること
--------	--	---

※あくまでも記載例ですので、各施設の状況に応じて検討の上作成してください。

(2) 役割分担

- ・総括責任者 ◎◎◎◎ (不在時の代行者 ××××)
- ・情報連絡班班長 ○○○○ (不在時の代行者 ●●●●)
- ・消火班班長 ◇◇◇◇ (不在時の代行者 ◆◆◆◆)
- ・救護班班長 △△△△ (不在時の代行者 ▲▲▲▲)
- ・避難誘導班班長 ▼▼▼▼ (不在時の代行者 ▼▼▼▼)
- ・応急物資班班長 □□□□ (不在時の代行者 ■■■■)
- ・地域班班長 ☆☆☆☆ (不在時の代行者 ★★★★★)

役割分担表

総括責任者	班	班長	班員	任務
◎◎◎◎	情報連絡班	○○○○	●●●●	・気象や災害の情報収集 ・職員への連絡、職員や職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡調整 ・利用者家族への連絡 ・避難状況の取りまとめ
	消火班	◇◇◇◇	◆◆◆◆	・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火の防止と発火の際の初期消火
	救護班	△△△△	▲▲▲▲	・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送
	避難誘導班	▼▼▼▼	▼▼▼▼	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引渡し
	応急物資班	□□□□	■■■■	・食料、飲料水などの確保 ・炊き出し、飲料水の供給
	地域班	☆☆☆☆	★★★★	・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整

※あくまでも記載例ですので、各施設で検討の上作成してください。

(3) 避難に必要な職員数

9 関係機関との連携体制

10 食料、防災資機材等の備蓄

備蓄品リスト

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所
食料等	米			
	非常食			
	鍋			
	茶碗			
	カセットコンロ			
	ポリ容器等（生活用水）			
医薬品等	医薬品			
	衛生器具（血圧計、体温計等）			
	衛生材料（おむつ等）			
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話（充電器を含む）			
	無線機			
照明	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資機材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	防災用マッチ			
	新聞紙			
移送用具	車いす			
	乳母車			
	リアカー			
	おんぶ紐			
	担架			

作業 機 材	スコップ			
	合板			
	のこぎり			
	釘・金槌			
	軍手			
	長靴			
避 難 用 具	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
	簡易トイレ			

※ 上記品目はあくまで例示ですので、各施設等で必要に応じた備蓄品リストを作成してください。

【参考2】

避難訓練の実施例

1 実施回数

年 回（うち夜間又は夜間を想定した避難訓練 年 回）

2 避難訓練の参加者

常勤職員（夜間従事者含む）、非常勤職員（夜間従事者含む）、利用者

3 想定する災害の種類

火災、地震、水害、土砂災害

4 避難場所

- (1) 火災発生時 ○○公園
- (2) 地震発生時 ○○小学校
- (3) 水害発生時 ○○市民会館
- (4) 土砂災害発生時 ○○公民館

5 避難場所までの避難目標時間

- (1) 火災の場合 ○○分
- (2) 地震の場合 ○○分
- (3) 水害の場合 ○○分
- (4) 土砂災害の場合 ○○分

※ 小規模社会福祉施設の火災発生時の避難目標時間については、全国消防長会作成の「避難目標時間の設定」を参考にしてください。

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2203/pdf/220313_yo130.pdf

6 避難訓練の内容

- (1) 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (2) 防災マップ及び施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (3) 災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- (4) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (5) 消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- (6) 近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

【参考3】

災害に関する基礎知識
(気象庁ホームページから抜粋)

1 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよそ の時速	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物の被害	おおよそ の瞬間風速 (m/s)	
やや 強い風	10 以上 15 未満	~50km	風に向かって 歩きにくくな る。傘がさせ ない。	樹木全体が揺 れ始める。電 線が揺れ始め る。	高速運転中 では、横風に 流される感 覚を受ける。	樋(とい)が揺れ 始める。	20	
強い風	15 以上 20 未満	~70km	風に向かって 歩けなくな り、転倒する 人も出る。	電線が鳴り始 める。看板や トタン板が外 れ始める。	高速運転中 では、横風に 流される感 覚が大きくな る。	屋根瓦・屋根葺材 がはがれるもの がある。 雨戸やシャッター が揺れる。		
非常に 強い風	20 以上 25 未満	~90km	何かにつかま っていないと 立ってられ ない。 飛来物によっ て負傷するお それがある。	細い木の幹が 折れたり、根 の張っていない 木が倒れ始め る。 看板が落下・ 飛散する。 道路標識が傾 く。	通常ので運 転するのが困 難になる。	屋根瓦・屋根葺材 が飛散するもの がある。 固定されていな いプレハブ小屋 が移動、転倒す る。	30	
	25 以上 30 未満	~110km						
猛烈な風	30 以上 35 未満	~125km	屋外での行動 は極めて危 険。	多くの樹木が 倒れる。 電柱や電灯で 倒れるもの がある。 ブロック壁で 倒壊するもの がある。	走行中のト ラックが横 転する。	固定の不十分な 金属屋根の葺材 がめくれる。	40	
	35 以上 40 未満	~140km						外装材が広範囲 に渡って飛散し、 下地材が露出す るものがある。
	40 以上	140km~						住家で倒壊する ものがある。 鉄骨構造物で変 形するものがある。

(注1) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍から 3 倍以上になることがある。

(注2) 風速は地形や廻りの建物などに影響されるので、その場所での風速は、近くにある観測所の値と大きく異なることがある。

また、風速が同じであっても、対象となる建物、建造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述している。

2 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	受ける印象	屋外の様子	乗車中	災害発生状況	
10以上 20未満	やや 強い雨	ザーザーと降 る。	地面一面に水 たまりがで きる。	ワイパーを速 くしても見づ らい	・この程度の雨でも長く続く ときは注意が必要	
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り			・側溝や下水、小さな川があ ふれ、小規模の崖崩れが始 まる。	
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっ くり返したよ うに降る。	道路が川のよ うになる。	高速走行時、 車輪と路面の 間に水膜が生 じブレーキが 効かなくなる	・山崩れ・崖崩れが起きやす くなり危険地帯では避難の 準備が必要 ・都市では下水管から雨水があ ふれる。	
50以上 80未満		滝のように降 る（ゴーゴー と降り続く）。			車の運転は危 険	・都市部では地下室や地下街 に雨水が流れ込む場合があ る。 ・マンホールから水が噴出す る。 ・土石流が起りやすい。 ・多くの災害が発生する。
80以上	猛烈な風	息苦しくな るような圧迫感 がある。恐怖 を感じずる。				・雨による大規模な災害が発 生するおそれが強く、嚴重 な警戒が必要

(注1) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示している。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがある。この表では、ある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述している。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがある。なお、情報の基準は地域によって異なる。

3 台風の大きさと強さの表現

(1) 大きさ

台風に伴う風速15m/s以上の領域の半径が基準

大きさの表現	風速15m/s以上の半径
(表現しない)	500km未満
大型：(大きい)	500km以上800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

(2) 強さ

台風の最大風速が基準

強さの表現	最大風速
強い	33m/s以上44m/s未満
非常に強い	44m/s以上54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

4 災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報 (<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>) で確認できる。

(2) 指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省又は都道府県が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて行う洪水予報。

氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。

洪水予報は、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝えられるほか、気象庁や自治体のホームページからも閲覧することができる。

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める 行動の段階
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4)に到達したとき	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき(レベル5) (氾濫水の予報※)	氾濫水への警戒を求める段階

※ 河川が氾濫した後に行われる、浸水する区域及びその水深の予報。利根川の一部の区間において実施されている。

埼玉県内の予報区域

予報区域名	予報区域に含まれる河川名	発表機関
中川	中川	江戸川河川事務所 熊谷地方气象台
綾瀬川（谷古宇区間）	綾瀬川	
入間川流域	入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川	荒川上流河川事務所 熊谷地方气象台
綾瀬川中流部（一の橋区間）	綾瀬川	埼玉県 熊谷地方气象台
芝川・新芝川	芝川・新芝川	
新河岸川	新河岸川	
利根川上流部	利根川、小山川	関東地方整備局 気象庁予報部
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	
江戸川	江戸川	
荒川	荒川	
烏川流域	烏川	高崎河川国道事務所 前橋地方气象台 熊谷地方气象台
神流川	神流川	
石田川	石田川	群馬県、前橋气象台

(3) 指定河川水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときに、水位又は流量を示して発表される。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

埼玉県内の水位周知河川

河川名		観測所名	発表機関	河川名		観測所名	発表機関
利根川水系	小山川	栗崎、内ヶ島	埼玉県	荒川水系	市野川	天神橋、慈雲寺橋	埼玉県
	福川	井殿橋			入間川	新富士見橋	
	女堀川	今井大橋			鴨川	日進上、鴨川排水機場	
	唐沢川	新東橋			鴻沼川	十五条橋	
	中川	牛島			柳瀬川	清柳橋	
	元荒川	三野宮			黒目川	浜崎	
	大落古利根川	杉戸			谷田川	藤の木橋	
	新方川	増林					

(4) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに、各地の気象台が発表する。

この情報が発表されたときは、地域やその近くで災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。地元自治体の発表する避難情報に留意し、早めの避難を心掛ける必要がある。

【参考4】

各市町村の防災担当課一覧

平成28年9月1日現在の市町村防災担当課は次のとおりです。

なお、組織の改正や連絡先の変更が行われることがありますので、市町村のホームページ等で最新の情報を確認してください。

市町村名	担当課	代表電話	市町村名	担当課	代表電話
さいたま市	防災課	048-829-1111	蓮田市	危機管理課	048-768-3111
川越市	防災危機管理室	049-224-8811	坂戸市	防災安全課	049-283-1331
熊谷市	危機管理室	048-524-1111	幸手市	防災安全課	0480-43-1111
川口市	防災課	048-258-1110	鶴ヶ島市	安心安全推進課	049-271-1111
行田市	防災安全課	048-556-1111	日高市	危機管理防災課	042-989-2111
秩父市	危機管理課	0494-22-2211	吉川市	市民安全課	048-982-5111
所沢市	危機管理課	04-2998-1111	ふじみ野市	危機管理防災課	049-261-2611
飯能市	危機管理室	042-973-2111	白岡市	安心安全課	0480-92-1111
加須市	危機管理防災課	0480-62-1111	伊奈町	生活安全課	048-721-2111
本庄市	危機管理課	0495-25-1111	三芳町	自活安心課	049-258-0019
東松山市	危機管理課	0493-23-2221	毛呂山町	総務課	049-295-2112
春日部市	防災対策課	048-736-1111	越生町	総務課	049-292-3121
狭山市	防災課	04-2953-1111	滑川町	総務政策課	0493-56-2211
羽生市	地域振興課	048-561-1121	嵐山町	地域支援課	0493-62-2150
鴻巣市	危機管理課	048-541-1321	小川町	総務課	0493-72-1221
深谷市	総務防災課	048-571-1211	川島町	総務課	049-297-1811
上尾市	危機管理防災課	048-775-5111	吉見町	総務課	0493-54-1511
草加市	危機管理課	048-922-0151	鳩山町	総務課	049-296-1211
越谷市	危機管理課	048-964-2111	ときがわ町	総務課	0493-65-1521
蕨市	安全安心推進課	048-432-3200	横瀬町	総務課	0494-25-0111
戸田市	危機管理防災課	048-441-1800	皆野町	総務課	0494-62-1230
入間市	防災防犯課	04-2964-1111	長瀨町	総務課	0494-66-3111
朝霞市	危機管理室	048-463-1111	小鹿野町	総務課	0494-75-1221
志木市	防災危機管理課	048-473-1111	東秩父村	総務課	0493-82-1221
和光市	危機管理室	048-464-1111	美里町	総務税務課	0495-76-1111
新座市	市民安全課	048-477-1111	神川町	防災環境課	0495-77-2111
桶川市	安心安全課	048-786-3211	上里町	くらし安全課	0495-35-1221
久喜市	消防防災課	0480-22-1111	寄居町	自治防災課	048-581-2121
北本市	くらし安全課	048-591-1111	宮代町	町民生活課	0480-34-1111
八潮市	危機管理防災課	048-996-2111	杉戸町	住民参加推進課	0480-33-1111
富士見市	安心安全課	049-251-2711	松伏町	総務課	048-991-2711
三郷市	危機管理防災課	048-953-1111			